姫路市電子図書館に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、姫路市立図書館が電子資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）のうち、インターネットを通じ、スマートフォン、タブレット、パソコン等の機器を用いて利用可能なものをいい、郷土資料デジタルアーカイブシステム「はりまふるさとアーカイブ」で公開されている資料を除く。以下同じ。）を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

（電子図書館の提供方法）

第２条　電子図書館は、姫路市が契約する事業者（以下「契約事業者」という）が構築する電子資料配信サービスを通じ、電子資料を提供する。

２　電子図書館の利用者は、電子図書館の利用に当たって、ＩＤ（姫路市立図書館条例施行規則（平成２年教育委員会規則第５号）第５条第１項に規定する貸出券に記載の番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードを貸出券として登録した場合にあっては、貸出券番号）とする。以下同じ。）及びパスワード（図書館情報システムの「Ｍｙライブラリ」の認証に要するパスワードとする。以下同じ。）を使用するものとする。

３　姫路市立図書館は、ＩＤ及びパスワードを、電子図書館の利用者認証連携のため、契約事業者へ提供する。

　（電子資料の範囲）

第３条　電子図書館が提供する電子資料の範囲は、前条第１項の契約事業者が配信す

る電子資料のうち、姫路市立図書館が選定したものとする。

（電子図書館を利用できる者）

第４条　電子図書館を利用できる者は姫路市立図書館の利用者で、ＩＤ及びパスワードの発行を受けた個人とする。

（ＩＤ及びパスワードの取扱い）

第５条　電子図書館を利用するためのＩＤ及びパスワードの取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

⑴　ＩＤ及びパスワードは、電子図書館を利用する者（以下「利用者」という。）１人につき１つとする。

⑵　利用者は、ＩＤ及びパスワードを他人に譲渡又は使用させてはならない。

⑶　利用者は、ＩＤ及びパスワードが不明となった場合は速やかに姫路市立図書館に連絡しなければならない。

⑷　利用者の故意又は過失によりＩＤ及びパスワードが当該利用者以外に使用され、損害が生じた場合、当該利用者がその責任を負う。

（電子資料の利用）

第６条　電子資料の利用については、次に掲げるとおりとする。

⑴　電子資料の利用点数は、３点までとする。

⑵ 利用期間は、１４日間とする。

⑶ 利用期間内に延長手続きが行われ、次の予約（電子図書館において利用できる資料の事前利用申込みをいう。以下同じ。）がない場合のみ、１回に限り、１４日間の延長を可能とする。

⑷　電子資料の予約は３点以内とし、取置き期間は利用可能となった日の翌日から７日間とする。

（通信料の負担）

第７条　電子図書館を利用する際に発生する通信料については、全て利用者負担とする。

（複製の禁止）

第８条　電子資料は、いかなる場合も複製してはならない。

２　著作権上の許諾が必要な電子資料を姫路市内の公立の学校園で使用する場合は、休館日（姫路市立図書館条例（昭和２５年姫路市条例第３２号）第７条第１項に規定する図書館の休館日及び同条第２項に規定する本館の休館日をいう。）を除く１４日前までに図書館長に届け出なければならない。

 （業務の停止）

第９条　図書館長は、保守点検その他必要と認める場合には、電子図書館の全部又は一部を休止することができる。

（利用の停止）

第１０条　図書館長は、利用者が姫路市立図書館条例、姫路市立図書館条例施行規則及びこの要綱の規定に違反する行為その他姫路市立図書館の利用に関し不正等を行った場合、その者の電子図書館の利用を停止することができる。

（賠償責任）

第１１条　利用者が電子図書館を利用することにより生じた損害について、姫路市立図書館は一切その責任を負わない。

附 則

　この要綱は令和５年３月１日から施行する。